



マイナ保険証で医療機関を受診しましょう

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、登録したものです。(手続きはご自身で行います)

① マイナ保険証を利用した医療機関等の窓口での受付の仕方

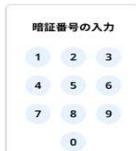
①カード読み取り



②本人確認



or



③同意

同意方法の確認

過去の医療情報等の提供に同意しますか。

【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する
個別に同意する

④完了

●●××様
確認が完了しました。
終了する場合は、マイナンバーカードを取り出してください。

マイナンバーカードを
カードリーダーに入れる

顔認証または暗証番号の
入力をします

医師・薬剤師に提供
するか選択

受付完了後にリーダー
からカードを取って終了

※医療機関等の窓口で、職員の方の指示があればそちらに従ってください。

- 万が一、カードリーダーの故障等で資格が確認できない場合は以下の方法で確認することとなっており、以下の提示ができれば保険診療が可能です。
- ①「マイナ保険証」+「マイナポータルの資格情報の画面提示」(ダウンロードしたPDFも可) または健保組合から通知された「資格情報のお知らせ」の提示 (裏面留意事項②もご参照ください)
 - ②「マイナ保険証」+「被保険者資格申立書」(医療機関等窓口で記載する用紙)

② マイナ保険証を利用し続けるための注意事項

① マイナンバーカードは必ず更新手続きをしましょう

マイナンバーカードには、ICチップに電子証明書の5年の有効期限が設定されています。有効期限経過後、3ヶ月後の末日には証明書が無効となり、マイナ保険証としても利用ができなくなります。

有効期限前には、自治体から「有効期限通知書」が届きますので必ず更新を行いましょう。

② 転居時はマイナンバーカードを持って速やかに自治体に手続きをしましょう

転出・転入時には自治体に届出を行いますが、併せてマイナンバーカードも窓口に提出する必要があります。

以下の場合は、マイナンバーカードが利用ができなくなります。

転出届の受理以降に転出予定日を迎える前に転入届の手続きをしていない場合 (失効後は転入先の自治体窓口で更新が必要)

- 転入の届出をしてから90日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きを行わなかった場合 (転居者全員が対象)
なお、継続利用申請をするには、「転入届の提出を引受けた日から14日以内」かつ「転入届の提出を転居予定日から30日以内」にしていることが必要です。

※転居時の詳細な取り扱い等は自治体へご確認ください。

③ マイナンバーカードを紛失したら自治体で再交付を受けましょう

マイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバー総合サイトでカードの一時停止ができます。再発行については、お住まいの自治体へお問い合わせください。なお、すぐに医療機関等へ受診の予定がある場合は、健康保険組合に「資格確認書交付申請書」をご提出くださいか、事業主へ「健康保険被保険者資格証明書」の交付をご相談ください。

④ 国外転出時は自治体に手続きをしましょう

国外転出予定日の前日までに「マイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書」の提出を行いましょう。手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効します。なお、手続き後は、国外転出者向けマイナンバーカードとして手元に返却され、国外転出後も利用可能となります。